

大阪公害患者の会連合会との協議等議事録（要旨）

環境局 環境管理課

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 22 日（水） 午前 10 時 30 分～午前 11 時 40 分
- 2 場 所 大阪市役所地下 1 階第 1 共通会議室
- 3 団 体 名 大阪公害患者の会連合会
- 4 協議等の趣旨 大気環境基準の達成と大気汚染の常時監視に関わる要望
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者 他 13 名
（本 市）
環境局 5 名
- 6 議 事
（1）大気汚染常時監視網の再構築に係る経緯及び検討の過程について（項目番号①）
団体要望概要
 - ・大気汚染常時監視網の再構築の経緯及び検討方法について説明してほしい。
 - ・自排局について窒素酸化物を廃止する際の濃度、年数の基準等はあるか。
 - ・淀川左岸線の二期事業が完成した際に車の台数が増えて汚染が広がる場合、測定局は新たに設置するのか。高速道路が完成した時点で大阪市が主体的に調査を実施してほしい。
 - ・なぜ今になって島屋小学校に測定局を設置することになったのか。
 - ・近年大気の状態が良くなったからと言って、淀中学校の測定局をなくすのは許せない。二酸化窒素濃度が 0.02ppm 程度まで下がったとしても継続すべきである。近隣にある出来島小学校でフォローできるという判断で淀中学校を廃止したのか。淀中学校は住宅地付近であり、出来島小学校は 43 号線沿いにあり、状況は全然違うと思われる。
 - ・淀中学校の筋向いに公害認定を行ってきた千北診療所があることから、淀中学校をなくすのは患者が許せないと思うのは当然である。淀中学校や千北診療所を視察し、そのような歴史的背景や患者の苦労等を考えたうえで仕事をしていてもらいたい。（意見のみ）
 - ・検討時における有識者の意見を紹介してほしい。また、その意見などは公表した方がいいと思われる。本市説明概要
 - ・昭和 40 年代に測定を開始してから測定局の拡充、発生源対策を推進し、近年では大気環境の状況は改善されてきている。また、この間、産業構造の変化に対して抜本的な見直しを

していなかったため、令和元年の大阪市環境基本計画の改定を契機として、大気常時監視の目的を踏まえ監視網の再構築の検討を開始した。

二酸化窒素の測定では、まず、新設局の必要性を検討し、濃度分布シミュレーションの結果、高濃度予測エリア付近に既設一般局が存在していること、また、窒素酸化物の排出量が多い道路では、市内中央部へ流入する道路はないことや付近に自排局が存在していることから、それぞれ新設は不要と判断した。

続いて、既設局の統廃合等の可能性を検討し、各測定局の環境保全目標の達成状況、各一般局をグループ化したうえで同じ濃度の島での存在や相関関係及びその他の分析の経過、並びに、市内の道路を窒素酸化物の排出量などを勘案して、継続、廃止などを判断した。オキシダント、PM2.5も同様に検討を行い、新設、統廃合等を判断した。

- ・自排局廃止を判断した濃度としては0.04ppmで、期間としては一番短いところでは、茨田中学校の1年であった。
- ・淀川左岸線等の大規模事業については事後調査のようなものが実施されると思われるが、大阪府や国のアセスにおいて事後調査が実施されない場合には、大阪市で大気調査を行うか等を検討していきたい。
- ・今回の検討で、PM2.5高濃度予測エリア付近で測定局の不存在が判明したため、設置可能な公共施設を検討したところ、島屋小学校においてPM2.5、SPM、風向風速を測定することとした。
- ・高濃度時には出来島小学校で把握は可能と考える。
- ・シミュレーション手法に関しては、発生源情報は大阪市での収集データと国での収集データでは大阪市でのデータを使うべき、散布図等を作成して確認すべき、のような意見をいただき、そのように実施した。

測定局の再配置に関しては、手法自体に問題はない、オキシダントについては前駆物質も同時に測定すべき、空白エリアには測定局を残すべき、のような意見をいただき、オキシダントを測定する局については二酸化窒素も測定する、空白エリアについて再検討を行う、等の対応をとった。

なお、有識者とは大学の大気環境、システム関係等環境の専門家である、若松先生、近藤先生、竹見先生の3名である。

また、当該意見などについては公表していない。

(2) 大阪市環境保全目標を達成するための計画と対策について (項目番号②)

団体要望概要

- ・二酸化窒素(NO₂)の大阪市環境保全目標は0.04ppm以下をめざすとされているが、いつまでという一定の目標を決めて実施していく必要があると思うがいかがか。
- ・オキシダント濃度はNO₂と関連があり、自動車及び工場からの影響が避けがたいと考えられる。濃度は下がっておらず、緊急事態だと思われるが、その対策について変更・強化点はないのか。

本市説明概要

- ・条例、要綱などに基づいて事業場等に指導を行っており、現在のところ、徐々に濃度は下がってきている傾向にある。NO₂は大阪市環境保全目標である0.04ppm以下をめざし、

動向を見つつ、引き続き固定発生源や移動発生源に対する取り組みを進めていく。

- ・単純に一つの原因物質の濃度を下げるとオキシダント濃度も下がるというのではなく、発生機構が複雑であり、国の方でも発生機構や環境基準等も含めて検討を行っているため、その動向を逐次確認し、その結果に基づき対応を行っている。

(3) 前回協議での対応にかかる所信について (③)

団体要望概要

- ・配付資料は令和3年3月に作成されているのに、健康の問題に直結する大気汚染にかかわる情報に大きな関心を持つ我々に、約2年間も提供されなかったのはなぜか。
- ・コロナ等で協議の場がなかったとしても事務局長等だけでも連絡し、説明して資料を渡す機会は作れたのではないか。こんな大事な資料を作成しておきながら、連絡、提供しないというのは許されないことである。
- ・国の基準より低い基準を設けて頑張っている大阪市が患者団体の信頼を損ねるような態度では問題があると考えたため、③の回答文書になったのではないか。
- ・患者の声を聴くことと情報の共有というのは大事だと思う。本日の協議も踏まえてどうだったか。

本市説明概要

- ・例年の団体協議がコロナの影響もあり開催されなかったため、提供できていなかった。特定の方々だけに行政から能動的に伝達することは難しいところはあるが、大気をより良くする方向性は同じである。協議の場では丁寧に対応させていただき、大阪市ホームページで情報提供していきたい。
- ・意見いただいた内容を踏まえつつ、適切に対応していきたい。
- ・団体協議において信頼が重要であることから、③の回答とさせていただいた。
- ・この間、患者の声を聴かせていただいたり、情報提供したりする機会がなかったが、今後は③の回答に記載した内容のとおり適切に対応していきたいと考える。